

平成20年度

川崎市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

21川監第585号

平成21年8月26日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市監査委員	鹿	川	隆
同	奥	宮	京子
同	後	藤	晶一
同	宮	原	春夫

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成 20 年度 健全化判断比率審査意見

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の方法	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の結果	1
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	8
4	将来負担比率	12

平成 20 年度 資金不足比率審査意見

第 1	審査の対象	20
第 2	審査の方法	20
第 3	審査の期間	20
第 4	審査の結果	20
1	地方公営企業法適用企業	22
(1)	病院事業会計	22
(2)	下水道事業会計	22
(3)	水道事業会計	23
(4)	工業用水道事業会計	23
(5)	自動車運送事業会計	24
(6)	高速鉄道事業会計	24
2	地方公営企業法非適用企業	25
(1)	卸売市場事業特別会計	25
(2)	港湾整備事業特別会計	25
(3)	生田緑地ゴルフ場事業特別会計	26

(参考資料)

各比率の算定式及び用語の説明	27
----------------	----

- 注1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、特別の表示があるものを除き単位未満は切り捨ててある。
- 2 各比率はすべて百分率で表示し、単位未満は切り捨ててある。なお、前年度比については単位未満を四捨五入してある。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「－」……………皆無又は該当数値なし
 - 「0」、「0.0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
 - 「…」……………算出不能、無関係又は不明
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）の定めるところによる。

平成20年度健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成21年6月1日から同年8月17日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	20年度	19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	40.00
実質公債費比率	15.6	16.3	25.0	35.0
将来負担比率	133.9	147.3	400.0	

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は15.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。

将来負担比率は133.9%で、早期健全化基準の400.0%を下回った。

それぞれの比率の対象となる会計等は第1図のとおりである。

第1図 対象会計等の範囲

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		公害健康被害補償事業特別会計					
		勤労者福祉共済事業特別会計					
		墓地整備事業特別会計					
		公共用地先行取得等事業特別会計					
公債管理特別会計							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	競輪事業特別会計	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率		
		国民健康保険事業特別会計					
		老人保健医療事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護老人保健施設事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
	公営企業会計	地方公営企業法適用企業				病院事業会計	資金不足比率
						下水道事業会計	
						水道事業会計	
						工業用水道事業会計	
						自動車運送事業会計	
						高速鉄道事業会計	
地方公営企業法非適用企業	卸売市場事業特別会計	資金不足比率					
	港湾整備事業特別会計						
	生田緑地ゴルフ場事業特別会計						
一 部 事 務 組 合							
土 地 開 発 公 社							
損 失 補 償 団 体							

各比率の審査結果は次のとおりである。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は第1-1表のとおりである。

第1-1表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20年度	19年度	比較増△減	
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 1,430,490	△ 1,228,363	△ 202,127	116.5
繰上充用額(a)	△ 1,774,265	△ 1,507,560	△ 266,705	117.7
支払繰延額(b)	—	—	—	…
事業繰越額(c)	343,775	279,197	64,578	123.1
標準財政規模(B)	311,395,290	305,696,602	5,698,688	101.9
(A/B×100)	△ 0.45	△ 0.40		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.25			
財政再生基準	20.00			

(注) 実質赤字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。繰上充用額(a)、支払繰延額(b)、事業繰越額(c)の和である実質赤字額(A)を、標準財政規模(B)で除することで算出される。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス14億3,049万円となり、実質赤字となったため算出されなかった。

各算定項目についてみると、次のとおりである。

繰上充用額(a)はマイナス17億7,426万円であり、実質赤字であるため発生はしていない。事業繰越額(c)は3億4,377万円で、支払繰延額(b)はなかった。

これらの合計である実質赤字額(A)を標準財政規模(B)3,113億9,529万円で除するとマイナス0.45%となり、早期健全化基準である11.25%を11.70ポイント下回っている。前年度に比べ0.05ポイント改善しているが、これは、主に実質赤字が2億212万円増加したことによるものである。

なお、事業繰越額(c)は、全額母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものであり、国の予算から支出される福祉資金貸付債に伴うもので、母子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱うことによるものである。

また、実質赤字比率については地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1号により各会計間の繰入れ、繰出し等の重複額を控除した純計により算出することとされているが、各会計の純計による実質黒字額を会計別に示すと第1-2表のとおりであり、全体で14億3,049万円の実質黒字となっている。

第1-2表 純計による会計別実質黒字額（一般会計等）

（単位：千円）

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質黒字額(1)-(2)-(3)
一 般 会 計	566,902,540	565,954,321	10,163,581	△9,215,362
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	543,222	206,907	343,775	△7,460
公害健康被害補償事業特別会計	123,172	84,678	—	38,494
勤労者福祉共済事業特別会計	118,672	128,296	—	△9,624
墓地整備事業特別会計	591,668	385,509	—	206,159
公共用地先行取得等事業特別会計	19,743,264	9,324,981	—	10,418,283
公債管理特別会計	526,650	526,650	—	—
合 計	588,549,188	576,611,342	10,507,356	1,430,490

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は第2-1表のとおりである。

第2-1表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20年度	19年度	比較増△減	
連結実質赤字額 ((a+b)-(c+d)=A)	△ 26,600,959	△ 22,785,304	△ 3,815,655	116.7
実質赤字合計額(a)	—	—	—	…
資金不足額合計額(b)	—	—	—	…
実質黒字合計額(c)	2,879,929	2,324,602	555,327	123.9
資金剰余額合計額(d)	23,721,030	20,460,702	3,260,328	115.9
標準財政規模(B)	311,395,290	305,696,602	5,698,688	101.9
(A/B×100)	△ 8.54	△ 7.45		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.25			
財政再生基準	40.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。実質赤字合計額(a)と資金不足額合計額(b)の和から実質黒字合計額(c)と資金剰余額合計額(d)の和を控除した連結実質赤字額(A)を標準財政規模(B)で除することで算出される。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス266億95万円となり、連結実質黒字となったため算出されなかった。

各算定項目についてみると、次のとおりである。

実質黒字合計額(c)は28億7,992万円、資金剰余額合計額(d)は237億2,103万円であり、実質赤字合計額(a)及び資金不足額合計額(b)はなかった。

連結実質赤字額(A)を標準財政規模(B)で除するとマイナス8.54%となり、早期健全化基準である16.25%を24.79ポイント下回っている。前年度に比べ1.09ポイント改善しているが、これは、主に前年度に比べ資金剰余額合計額が32億6,032万円、実質黒字合計額が5億5,532万円増加したことによるものである。

なお、公営企業に係る特別会計以外の会計の総計による会計別実質黒字額は第2-2表、公営企業会計の会計別資金剰余額は第2-3表のとおりである。

第2-2表 総計による会計別実質黒字額

(公営企業に係る特別会計以外の会計)

(単位:千円)

会計名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質黒字額 (1)-(2)-(3)
一般会計	585,884,181	574,573,393	10,163,581	1,147,207
競輪事業特別会計	22,341,401	22,055,370	—	286,031
国民健康保険事業特別会計	115,645,024	115,014,108	630,916	—
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	550,682	206,907	343,775	—
老人保健医療事業特別会計	6,921,026	6,693,399	—	227,627
後期高齢者医療事業特別会計	9,282,295	9,178,522	103,773	—
公害健康被害補償事業特別会計	139,148	84,678	—	54,470
介護老人保健施設事業特別会計	629,087	629,087	—	—
介護保険事業特別会計	52,330,299	51,394,518	—	935,781
勤労者福祉共済事業特別会計	150,950	128,296	—	22,654
墓地整備事業特別会計	591,668	385,509	—	206,159
公共用地先行取得等事業特別会計	20,106,890	20,106,890	—	—
公債管理特別会計	266,841,464	266,841,464	—	—
合計(c)	1,081,414,115	1,067,292,141	11,242,045	2,879,929

第2-3表 会計別資金剰余額 (公営企業会計)

地方公営企業法適用企業

(単位:千円)

会計名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
病院事業会計	7,345,619	—	5,837,088	1,508,531
下水道事業会計	12,432,336	—	12,267,857	164,479
水道事業会計	21,087,343	—	5,746,374	15,340,969
工業用水道事業会計	6,669,191	—	1,185,621	5,483,570
自動車運送事業会計	2,002,470	—	1,218,937	783,533
高速鉄道事業会計	52,666	—	12,376	40,290
小計				23,321,372

地方公営企業法非適用企業

会計名	歳入額 (1)	算入地方債 (2)	歳出額 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
卸売市場事業特別会計	2,549,559	—	2,549,559	—
港湾整備事業特別会計	1,546,431	—	1,520,249	26,182
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	810,938	—	437,462	373,476
小計				399,658
合計(d)				23,721,030

3 実質公債費比率

実質公債費比率は第3-1表のとおりである。

第3-1表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

区 分	20 年度	19 年度	18 年度	17 年度
地方債の元利償還金(A)	50,840,366	59,228,502	67,427,182	63,033,909
地方債の準元利償還金(B)	47,371,162	46,970,428	44,715,795	37,635,325
地方債償還に充当される特定財源(C)	19,907,050	21,928,209	23,714,509	19,958,222
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	42,873,392	42,548,062	42,292,331	41,828,988
標準財政規模(E)	311,395,290	305,696,602	301,001,217	292,842,176
実質公債費比率(単年度) ((A+B)-(C+D))/(E-D) × 100	13.19486	15.85517	17.83322	15.49003
20 年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)	15.6			
19 年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)		16.3		
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準	35.0			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

20年度実質公債費比率及び19年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

総務省から示された健全化判断比率を算定するための様式に、繰入金の算定に当たっての指定管理者が納付する納付金の取扱いに変更があったことにより、19年度の「地方債の準元利償還金(B)」及び「実質公債費比率(単年度)」の欄の値は、前年度の算定値と異なっている。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。単年度の実質公債費比率は、地方債の元利償還金(A)と地方債の準元利償還金(B)の和から、特定財源(C)と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)の和を控除したものを、標準財政規模(E)から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)を控除したもので除することで算出される。

過去3か年の単年度の実質公債費比率は、平成20年度が13.19486%、19年度が15.85517%、18年度が17.83322%であった。これらを平均して算出した当年度の実質公債費比率は15.6%となり、早期健全化基準である25.0%を9.4ポイント下回っている。

当年度の実質公債費比率は、前年度に比べ0.7ポイント改善している。

なお、一般会計等に係る地方債の現在高及び償還高は第3-2表のとおりである。

第3-2表 一般会計等に係る地方債の現在高及び償還高

(単位:千円)

区 分	前年度末残高	当年度発行額	当年度償還額	当年度末残高
一 般 会 計	918,819,116	67,417,000	45,657,891	940,578,225
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	2,152,203	—	—	2,152,203
公共用地先行取得等事業特別会計	21,248,250	298,000	5,658,587	15,887,663
合 計	942,219,569	67,715,000	51,316,478	958,618,091

各算定項目についてみると、次のとおりである。

一般会計等に係る公債費から繰上償還等を除いた地方債の元利償還金(A)は、平成20年度が508億4,036万円、19年度が592億2,850万円、18年度が674億2,718万円である。地方債の元利償還金は第3-3表のとおり算出される。

第3-3表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

区 分	20年度	19年度	18年度
一般会計等に係る公債費(a)	139,886,441	123,380,882	159,365,515
繰上償還を行ったもの(b)	3,818,564	1,185,691	15,088,178
借換債を財源として償還を行ったもの(c)	72,919,000	57,098,000	77,352,000
満期一括償還地方債の元金償還金(d)	21,068,500	16,397,142	13,638,753
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(e)	—	—	—
減債基金積立不足を考慮して算定した額(f)	8,759,989	10,528,453	14,140,598
地方債の元利償還金(a-b-c-d-e+f=A)	50,840,366	59,228,502	67,427,182

これまで満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、3年据置後、市債発行額の6%相当額を毎年度減債基金に積み立てることになっていたが、財政事情により一部を繰り延べていたため積立不足が発生していた。平成18年度新規発行分から、国の通知に準拠して、据置期間を置かず翌年度から毎年度発行額の30分の1に相当する額を積み立てている。

減債基金の積立不足の状況は第3-4表のとおりであり、減債基金積立不足を考慮して算定した額が元利償還金に加算される。

第3-4表 減債基金積立不足を考慮して算定した額

(単位:千円、%)

区 分	20年度	19年度	18年度
満期一括償還のための積立額 (ア)	59,395,000	46,583,000	38,247,000
積立を必要とする額(理論値) (イ)	103,252,750	106,149,907	99,710,447
積立不足額 (イ-ア)	43,857,750	59,566,907	61,463,447
減債基金不足率 $((1-ア/イ) \times 100) = ウ$	42.47611	56.11584	61.64193
満期一括償還地方債の実質償還額 (エ)	20,623,333	18,762,000	22,939,900
減債基金積立不足を考慮して算定した額 ($(1-ア/イ) \times エ = フ$)	8,759,989	10,528,453	14,140,598

(注) 満期一括償還地方債の実質償還額は、地方債に関する省令第3条第1項Aにより算出される額である。

減債基金不足率は小数第6位を四捨五入している。

地方債の準元利償還金(B)は、平成20年度が473億7,116万円、19年度が469億7,042万円、18年度が447億1,579万円で、その内訳は第3-5表のとおりである。

第3-5表 地方債の準元利償還金

(単位:千円)

区 分	20年度	19年度	18年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	31,342,484	30,114,423	27,968,433
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金	15,645,672	16,189,182	16,658,599
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	383,006	666,823	88,763
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	—	—	—
合 計 (B)	47,371,162	46,970,428	44,715,795

(注) 総務省から示された健全化判断比率を算定するための様式に、繰入金の算定に当たっての指定管理者が納付する納付金の取扱いに変更があったことにより、19年度の「公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金」及び「合計」の欄の値は、前年度の算定値と異なっている。

地方債の準元利償還金のうち、公営企業債の元利償還の財源に充てた繰入金の会計別内訳は第3-6表のとおりである。

第3-6表 公営企業債の元利償還の財源に充てた一般会計等からの繰入金

(単位:千円)

会 計 名	20 年度	19 年度	18 年度
介護老人保健施設事業特別会計	37,906	42,556	44,465
病 院 事 業 会 計	2,605,251	2,482,428	1,937,421
下 水 道 事 業 会 計	12,275,977	12,954,850	13,423,994
水 道 事 業 会 計	144,829	134,363	249,268
工 業 用 水 道 事 業 会 計	99,438	93,647	121,328
自 動 車 運 送 事 業 会 計	98,417	99,157	98,651
高 速 鉄 道 事 業 会 計	73,588	12,378	—
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	310,266	369,803	783,472
合 計	15,645,672	16,189,182	16,658,599

(注) 卸売市場事業特別会計は、平成 18 年度まで中央卸売市場事業会計であった。

総務省から示された健全化判断比率を算定するための様式に、繰入金の算定に当たっての指定管理者が納付する納付金の取扱いに変更があったことにより、19 年度の「病院事業会計」及び「合計」の欄の値は、前年度の算定値と異なっている。

地方債の償還に充てられる住宅使用料、都市計画税等の特定財源(C)は、平成 20 年度が 199 億 705 万円、19 年度が 219 億 2,820 万円、18 年度が 237 億 1,450 万円で、その内訳は第 3-7 表のとおりである。

第3-7表 地方債償還に充当される特定財源

(単位:千円)

区 分	20 年度	19 年度	18 年度
国・県からの利子補給	—	—	—
地方債を財源とする貸付金償還金	5,757	8,322	8,321
市 営 住 宅 使 用 料	2,525,159	2,440,056	3,190,378
都 市 計 画 税	17,066,417	15,809,676	16,270,510
そ の 他	309,717	3,670,155	4,245,300
合 計 (C)	19,907,050	21,928,209	23,714,509

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)は、元利償還金及び準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算定された額で、平成 20 年度が 428 億 7,339 万円、19 年度が 425 億 4,806 万円、18 年度が 422 億 9,233 万円である。

標準財政規模(E)は、平成 20 年度が 3,113 億 9,529 万円、19 年度が 3,056 億 9,660 万円、18 年度が 3,010 億 121 万円である。

4 将来負担比率

将来負担比率は第4-1表のとおりである。

第4-1表 将来負担比率

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20年度	19年度	比較増△減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	1,310,135,045	1,307,179,357	2,955,688	100.2
当年度末一般会計等地方債現在高(a)	958,618,091	942,219,569	16,398,522	101.7
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	24,887,333	51,687,783	△ 26,800,450	48.1
一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)	230,209,483	209,541,658	20,667,825	109.9
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)	—	—	—	…
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)	92,036,021	98,120,073	△ 6,084,052	93.8
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(f)	4,076,841	4,983,741	△ 906,900	81.8
連結実質赤字額(g)	—	—	—	…
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)	307,276	626,533	△ 319,257	49.0
充当可能基金額(B)	146,330,073	117,524,682	28,805,391	124.5
特定歳入見込額(C)	266,697,997	263,850,529	2,847,468	101.1
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額(D)	537,474,929	538,028,068	△ 553,139	99.9
標準財政規模(E)	311,395,290	305,696,602	5,698,688	101.9
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)	42,873,392	42,548,062	325,330	100.8
将来負担比率 ((A-(B+C+D))/(E-F)) × 100)	133.9	147.3		
早期健全化基準	400.0			

将来負担比率は一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。当年度末一般会計等地方債現在高等(a~h)の将来負担額(A)から充当可能基金額(B)、特定歳入見込額(C)及び地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額(D)を控除したものを標準財政規模(E)から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(F)を控除したもので除することで算出される。

当年度の将来負担比率は133.9%であり、前年度と比べ13.4ポイント改善し、早期健全化基準である400.0%を266.1ポイント下回っている。

各算定項目についてみると、次のとおりである。

当年度末一般会計等地方債現在高(a)は9,586億1,809万円で、前年度末に比べ163億9,852万円増加しているが、これは主に一般会計で水江町地内公共用地買戻しにより水江町地内公共用地有効活用推進事業債が増加したことによるものである。会計別内訳は第4-2表のとおりである。

第4-2表 会計別一般会計等地方債現在高

(単位:千円、%)

会 計 名	金 額			前年度比
	20年度末 将来負担額	19年度末 将来負担額	比較増△減	
一 般 会 計	940,578,225	918,819,116	21,759,109	102.4
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	2,152,203	2,152,203	—	100
公共用地先行取得等事業特別会計	15,887,663	21,248,250	△ 5,360,587	74.8
合 計 (a)	958,618,091	942,219,569	16,398,522	101.7

債務負担行為に基づく支出予定額(b)は248億8,733万円で、前年度末に比べ268億45万円減少しているが、これは主に公共用地の取得(土地開発公社分)が269億2,043万円減少したことによるものである。算定の対象となるものは第4-3表のとおりである。

なお、将来負担額の算出に用いる債務負担行為に基づく支出予定額においては、地方債をその財源とすることができる経費(地方財政法第5条各号に規定する経費)に係る支出予定額で、その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

第4-3表 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円、%)

区 分	期 間	限度額	金 額			前年度比
			20年度末 将来負担額	19年度末 将来負担額	比較増△減	
公共用地の取得(土地 開発公社分)	平成11年度から 平成29年度まで	114,610,000	18,503,105	45,423,538	△ 26,920,433	40.7
川崎シンフォニーホール 整備事業	平成15年度から 平成40年度まで	23,000,000	4,792,570	4,997,757	△ 205,187	95.9
黒川地区小中学校新築 事業費	平成18年度から 平成34年度まで	5,817,088	1,082,246	1,149,363	△ 67,117	94.2
エコタウン会館譲受金	平成14年度から 平成33年度まで	188,509	108,759	117,125	△ 8,366	92.9
民間児童福祉施設整備 に係る金融機関からの 借入金への返済補助金	平成21年度から 平成30年度まで	229,658	226,653	—	226,653	…
民間老人福祉施設に係 る金融機関からの借入 金への返済補助金	平成20年度から 平成30年度まで	174,000	174,000	—	174,000	…
合 計 (b)			24,887,333	51,687,783	△ 26,800,450	48.1

一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)は2,302億948万円で、前年度末に比べ206億6,782万円増加しているが、これは主に下水道事業会計で263億1,696万円増加したことによるものである。会計別内訳は第4-4表のとおりである。

第4-4表 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額

(単位:千円、%)

会 計	金 額					前年度比
	20年度末		19年度末		将来負担額の 比較増△減	
	未償還元金の 残高	将来負担額	未償還元金の 残高	将来負担額		
介護老人保健 施設事業特別 会計	692,139	455,427	725,652	470,948	△ 15,521	96.7
病院事業会計	61,793,335	43,502,507	61,991,924	48,167,724	△ 4,665,217	90.3
下水道事業会 計	407,392,816	179,252,839	411,117,952	152,935,878	26,316,961	117.2
水道事業会計	53,493,634	1,925,770	54,163,253	2,599,836	△ 674,066	74.1
工業用水道事 業会計	9,208,939	1,086,654	9,642,051	1,041,341	45,313	104.4
自動車運送事 業会計	2,685,269	408,160	2,703,432	451,473	△ 43,313	90.4
高速鉄道事業 会計	1,664,034	1,664,034	1,737,622	1,737,622	△ 73,588	95.8
卸売市場事業 特別会計	3,895,185	1,914,092	4,442,487	2,136,836	△ 222,744	89.6
合 計 (c)		230,209,483		209,541,658	20,667,825	109.9

地方債を起こした組合等は第4-5表のとおりであるが、ともに負担についての定めがなく、過去3か年度において組合等の地方債の償還に係る一般会計等の負担実績がなかったことから、組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)は算出されなかった。

第4-5表 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円、%)

組 合 等	金 額			前年度比
	20年度末 将来負担額	19年度末 将来負担額	比較増△減	
神奈川県川崎競馬組合	—	—	—	…
神奈川県内広域水道企業団	—	—	—	…
合 計 (d)	—	—	—	…

退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)は920億3,602万円で、前年度末に比べ60億8,405万円減少しているが、これは職員数の減、勤続期間からみた職員構成の変化によるものである。勤続期間等別内訳は第4-6表のとおりである。

一般職に属する職員の退職手当支給予定額は、給料月額に勤続期間に応じて定められている支給率を乗じた額の合計である基本額と川崎市職員退職手当支給条例第5条の4に定める調整額を合計したものである。

第4-6表 勤続期間等別退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額

(単位:人、千円、%)

区 分	金 額						前年度比
	20年度末将来負担額				19年度末 将来負担額	比較増△減	
一般職 に属す る職員	勤続期間	10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	計	計	
	職員数	2,526	4,510	3,253	10,289	10,465	△176
	基本額	2,317,463	25,584,291	59,220,236	87,121,990	92,852,748	△5,730,758
	調整額		605,269	4,209,555	4,814,824	5,194,468	△379,644
	支給計	2,317,463	26,189,560	63,429,791	91,936,814	98,047,216	△6,110,402
特別職に 属する職員				99,207	72,857	26,350	136.2
合 計 (e)				92,036,021	98,120,073	△ 6,084,052	93.8

設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(f)は40億7,684万円で、前年度末に比べ9億690万円減少している。算定の対象となる法人別内訳は第4-7表のとおりである。

第4-7表 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

(1) 設立法人の負債額

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20年度末 将来負担額	19年度末 将来負担額	比較増△減	
川崎市土地開発公社	—	—	—	…
小 計	—	—	—	…

(2) 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額

ア 出資法人等の債務に対する損失補償

(単位:千円、%)

区 分	限度額 (20年度予算)	金 額			前年度比
		20年度末 将来負担額	19年度末 将来負担額	比較増△減	
財団法人川崎市まちづくり公社	199,592,434	1,990,614	2,563,374	△ 572,760	77.7
財団法人かながわ廃棄物処理事業団	借入限度額 8,628,680 の元利償還金 等及び損害金 の合計額の1/3	1,228,730	1,409,100	△ 180,370	87.2
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	1,696,657	857,497	972,067	△ 114,570	88.2
川崎アゼリア株式会社	15,000,000	—	39,200	△ 39,200	—
小 計		4,076,841	4,983,741	△ 906,900	81.8

イ 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

(単位:千円、%)

区 分	限度額 (20年度予算)	金 額			前年度比
		20年度末 将来負担額	19年度末 将来負担額	比較増△減	
川崎市信用保証協会 (産業立地促進資金融資)	40,000	—	—	—	…
住宅建設資金等融資	1,390,000	—	—	—	…
民間住宅資金融資	360,000	—	—	—	…
マンション共用部分リフォーム融資	500,000	—	—	—	…
小 計		—	—	—	…
合 計 (f)		4,076,841	4,983,741	△ 906,900	81.8

組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)は 3億 727 万円であり、前年度末に比べ 3億 1,925 万円減少しているが、これは神奈川県川崎競馬組合に係る将来負担額が減少したことによるものである。算定の対象となるものは第 4－8 表のとおりである。

第 4－8 表 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

(単位:千円、%)

組 合 等	金 額			前年度比	将来負担額 算出の理由
	20 年度末 将来負担額	19 年度末 将来負担額	比較増△減		
神奈川県川崎競馬組合	307,276	626,533	△ 319,257	49.0	神奈川県川崎競馬組合規約に基づき次のとおり負担する。
神奈川県後期高齢者医療広域連合	—	—	—	…	連結実質赤字額相当額がなかった。
神奈川県内広域水道企業団	—	—	—	…	連結実質赤字額相当額がなかった。
合 計 (h)	307,276	626,533	△ 319,257	49.0	

充当可能基金額(B)は 1,463 億 3,007 万円で、前年度末に比べ 288 億 539 万円増加しているが、これは主に鉄道整備事業基金で 81 億 1,906 万円、土地開発基金で 69 億 9,638 万円それぞれ減少したものの、減債基金で 415 億 7,069 万円増加したことによるものである。算定の対象となるものは第 4－9 表のとおりである。

第4-9表 充当可能基金額

(単位:千円、%)

基金名	金 額					前年度 比
	20年度末		19年度末		充当可能基金 額の比較増△ 減	
	基金総額	充当可能 基金額	基金総額	充当可能 基金額		
市営住宅等敷金 基金	845,321	845,321	844,321	844,321	1,000	100.1
奨学事業基金	38,710	38,710	38,710	38,710	-	100
財政調整基金	2,203,540	2,203,540	1,698,300	1,698,300	505,240	129.7
勤労者福祉共済 事業基金	168,233	168,233	166,968	166,968	1,265	100.8
民間社会福祉事 業従事者福利厚 生等事業基金	67,000	67,000	67,000	67,000	-	100
公害健康被害補 償事業基金	505,107	505,107	518,967	518,967	△ 13,860	97.3
港湾整備事業基 金	3,281,743	3,281,743	3,032,281	3,032,281	249,462	108.2
庁舎整備基金	4,912	4,912	4,875	4,875	37	100.8
老人福祉施設事 業基金	49,825	49,825	38,195	38,195	11,630	130.4
減債基金	112,478,686	110,778,686	70,907,987	69,207,987	41,570,699	160.1
文化振興基金	326,447	326,447	326,447	326,447	-	100
緑化基金	3,354,735	3,354,735	3,583,985	3,583,985	△ 229,250	93.6
市営住宅等修繕 基金	4,172,702	4,172,702	4,014,822	4,014,822	157,880	103.9
心身障害者福祉 事業基金	228,334	228,334	225,773	225,773	2,561	101.1
災害遺児等援護 事業基金	209,498	209,498	208,630	208,630	868	100.4
国際交流基金	120,051	120,051	119,921	119,921	130	100.1
地域環境保全基 金	400,000	400,000	400,000	400,000	-	100
長寿社会福祉振 興基金	1,140,677	1,140,677	1,136,843	1,136,843	3,834	100.3
都市整備事業基 金	6,110,719	2,999,790	3,099,442	3,099,442	△ 99,652	96.8
資源再生化基金	908,405	908,405	898,405	898,405	10,000	101.1
鉄道整備事業基 金	10,807,879	2,309,809	10,428,875	10,428,875	△ 8,119,066	22.1
競輪施設等整備 事業基金	4,560,480	4,560,480	4,002,533	4,002,533	557,947	113.9
介護保険給付費 準備基金	3,669,524	3,669,524	2,959,276	2,959,276	710,248	124.0
介護従事者処遇 改善臨時特例基 金	526,547	526,547	-	-	526,547	…
競輪事業運営基 金	1,996,171	1,996,171	2,041,915	2,041,915	△ 45,744	97.8
土地開発基金	2,745,366	1,463,826	9,882,086	8,460,211	△ 6,996,385	17.3
合 計 (B)	160,920,612	146,330,073	120,646,557	117,524,682	28,805,391	124.5

(注) 充当可能基金額に含まれるのは、基金総額のうち現金預金、国債・地方債・政府保証債等であり、貸付金、不動産等は含まれない。

地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額(C)は2,666億9,799万円であり、前年度末に比べ28億4,746万円増加しているが、これは主に都市計画税が30億5,133万円増加したことによるものである。特定歳入見込額の内訳は第4-10表のとおりである。

第4-10表 地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20年度末 見込額	19年度末 見込額	比較増△減	
国・県支出金等	—	—	—	…
地方債を財源とする貸付金償還金	9,775,378	8,522,931	1,252,447	114.7
市営住宅使用料	29,508,205	30,964,522	△1,456,317	95.3
都市計画税	227,414,414	224,363,076	3,051,338	101.4
その他	—	—	—	…
合 計 (C)	266,697,997	263,850,529	2,847,468	101.1

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額(D)は5,374億7,492万円、標準財政規模(E)は3,113億9,529万円、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)は428億7,339万円である。

平成20年度資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、特別会計（卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。）及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合するとともに、企業管理者等の説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成21年6月1日から同年8月17日まで

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況

(単位：%)

会計名	20年度	19年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	
水道事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
自動車運送事業会計	—	—	
高速鉄道事業会計	…	…	
卸売市場事業特別会計	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	—	—	

(注)資金不足がない場合、資金不足比率は算出されない。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

高速鉄道事業会計は資金不足が発生しなかった。また、営業開始前であることから営業収益がなかったため資金不足比率は算出不能であった。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算出される。

各会計の資金不足比率の審査結果は次のとおりである。

1 地方公営企業法適用企業

(1) 病院事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20年度	19年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 1,508,531	△ 1,736,642	228,111	86.9
流動負債等(a)	5,837,088	4,890,415	946,673	119.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	7,345,619	6,627,057	718,562	110.8
事業規模(B)	27,964,122	26,775,005	1,189,117	104.4
(A/B×100)	△ 5.3	△ 6.4		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(注) 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 15 億 853 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の 279 億 6,412 万円で除するとマイナス 5.3%であり、前年度に比べ 1.1 ポイント悪化したものの、経営健全化基準を 25.3 ポイント下回っている。

(2) 下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20年度	19年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 164,479	△ 164,572	93	99.9
流動負債等(a)	12,267,857	11,904,652	363,205	103.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	12,432,336	12,069,224	363,112	103.0
事業規模(B)	36,242,730	37,011,490	△ 768,760	97.9
(A/B×100)	△ 0.4	△ 0.4		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 1 億 6,447 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の 362 億 4,273 万円で除すると前年度と同じくマイナス 0.4%であり、経営健全化基準を 20.4

ポイント下回っている。

(3) 水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20 年度	19 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 15,340,969	△ 12,358,525	△ 2,982,444	124.1
流動負債等 (a)	5,746,374	5,889,098	△ 142,724	97.6
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	21,087,343	18,247,623	2,839,720	115.6
事業規模(B)	30,170,382	31,458,790	△ 1,288,408	95.9
(A/B×100)	△ 50.8	△ 39.2		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 153 億 4,096 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の 301 億 7,038 万円で除するとマイナス 50.8%であり、前年度に比べ 11.6 ポイント改善し、経営健全化基準を 70.8 ポイント下回っている。

(4) 工業用水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20 年度	19 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 5,483,570	△ 5,148,493	△ 335,077	106.5
流動負債等 (a)	1,185,621	968,970	216,651	122.4
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	6,669,191	6,117,463	551,728	109.0
事業規模(B)	7,927,487	7,781,041	146,446	101.9
(A/B×100)	△ 69.1	△ 66.1		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 54 億 8,357 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等(a)から流動資産等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の 79 億

2,748 万円で除するとマイナス 69.1%であり、前年度に比べ 3.0 ポイント改善し、経営健全化基準を 89.1 ポイント下回っている。

(5) 自動車運送事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20 年度	19 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 783,533	△ 632,115	△ 151,418	124.0
流動負債等 (a)	1,218,937	1,048,101	170,836	116.3
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	2,002,470	1,680,216	322,254	119.2
事業規模(B)	7,715,424	7,824,890	△109,466	98.6
(A/B×100)	△ 10.1	△ 8.0		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額 (A) がマイナス 7 億 8,353 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

流動負債等 (a) から流動資産等 (c) を控除した資金不足額 (A) を事業規模 (B) の 77 億 1,542 万円で除するとマイナス 10.1%であり、前年度に比べ 2.1 ポイント改善し、経営健全化基準を 30.1 ポイント下回っている。

(6) 高速鉄道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20 年度	19 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 40,290	△ 37,380	△ 2,910	107.8
流動負債等 (a)	12,376	45,683	△ 33,307	27.1
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	52,666	83,063	△ 30,397	63.4
事業規模(B)	—	—	—	…
(A/B×100)	…	…		
資金不足比率	…	…		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額 (A) がマイナス 4,029 万円となり、資金不足が発生せず、また営業開始前であることから営業収益がないため算出不能であった。

2 地方公営企業法非適用企業

(1) 卸売市場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20 年度	19 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	—	—	—	…
歳出額(a)	2,549,559	2,407,659	141,900	105.9
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	2,549,559	2,407,659	141,900	105.9
事業規模(B)	949,396	967,291	△ 17,895	98.1
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかったため算出されなかった。

歳出額(a)から歳入額等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の9億4,939万円で除すると0%であり、経営健全化基準を20.0ポイント下回っている。

(2) 港湾整備事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20 年度	19 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 26,182	△ 39,164	12,982	66.9
歳出額(a)	1,520,249	1,161,499	358,750	130.9
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	1,546,431	1,200,663	345,768	128.8
事業規模(B)	871,132	933,374	△ 62,242	93.3
(A/B×100)	△ 3.0	△ 4.1		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス2,618万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

歳出額(a)から歳入額等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の8億7,113万円で除するとマイナス3.0%であり、前年度に比べ1.1ポイント悪化したものの、経営健全化基準を23.0ポイント下回っている。

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	20 年度	19 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 373,476	△ 343,811	△ 29,665	108.6
歳出額(a)	437,462	248,135	189,327	176.3
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	810,938	591,946	218,992	137.0
事業規模(B)	309,430	295,365	14,065	104.8
(A/B×100)	△ 120.6	△ 116.4		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス3億7,347万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

歳出額(a)から歳入額等(c)を控除した資金不足額(A)を事業規模(B)の3億943万円で除するとマイナス120.6%であり、前年度に比べ4.2ポイント改善し、経営健全化基準を140.6ポイント下回っている。

各比率の算定式及び用語の説明

1 実質赤字比率

(1) 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質赤字額} &= \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \\ &= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源} \end{aligned}$$

(2) 用語の説明

項 目	説 明
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額である。 算式 歳入歳出差引額－（継続費通次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）
支払繰延額	実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額である。
事業繰越額	実質上歳入不足のため事業を繰り越した額である。
標準財政規模	標準的な一般財源の規模を示すものである。地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。
翌年度に繰り越すべき財源	繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものである。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

2 連結実質赤字比率

(1) 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字額} = (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額})$$

$$- (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額})$$

(2) 用語の説明

項 目	説 明
実質赤字合計額	一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額である。
資金不足額合計額	公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額である。
実質黒字合計額	一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額である。
資金剰余額合計額	公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額である。

3 実質公債費比率

(1) 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

地方債の元利償還金：イからロ、ハ及びニを控除し、ホを加えた額

- イ 繰上償還を行ったもの
- ロ 借換債を財源として償還を行ったもの
- ハ 満期一括償還地方債の元金償還金
- ニ 利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの
- ホ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額を加えた額

地方債の準元利償還金：へからヌまでの合計額

- へ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ト 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたものと認められるもの
- チ 組合等への負担金・補助金で組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- リ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ヌ 一時借入金の利子

(2) 用語の説明

項 目	説 明
特定財源	使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当っては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額である。
減債基金	地方債の償還を計画的に行うため、資金を積み立てる目的で設けられる基金。本市では平成18年度新規発行地方債から据置期間を置かず、翌年度から毎年発行額の1/30を積み立てている。
満期一括償還地方債	償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして起こした地方債のうち、総務省令で定めるもの以外のもの。これに対し毎期償還をする地方債は定時償還地方債という。

4 将来負担比率

(1) 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額：イからチの合計額

- イ 当年度末一般会計等地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- ニ 組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- ヘ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(2) 用語の説明

項目	説明
当年度末一般会計等地方債現在高	一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高である。
債務負担行為に基づく支出予定額	債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）に係るものである。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額	当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額である。
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額である。当該団体の職員の全員が当該年度の前年度の末日において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額である退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額である。
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額である。
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額である。
充当可能基金額	本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額である。
特定歳入見込額	将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることのできる歳入の見込額である。将来負担比率算定に当たっては、当該特定の歳入の充当先となる地方債の元金償還金等との間に相当の因果関係を持ち、かつ制度的に当該元金償還金等に充当することが制度的に予定されているものを指す。

5 資金不足比率

(1) 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

資金不足額（地方公営企業法適用企業）：イとロの合計からハを控除した額

イ 流動負債等

ロ 算入地方債現在高

ハ 流動資産等

イとロの合計からハを控除した額が正である場合は、ここから解消可能資金不足額を控除する。

資金不足額（地方公営企業法非適用企業）：ニ、ホ及びへの合計

ニ 繰上充用額

ホ 支払繰延額、事業繰越額

へ 算入地方債現在高

ニ、ホ及びへの合計額が正である場合は、ここから解消可能資金不足額を控除する。

事業規模

地方公営企業法適用企業

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

地方公営企業法非適用企業

$$\text{事業規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

(2) 用語の説明

項 目	説 明
流動負債等	流動負債の額から控除すべき未払金等を控除した額である。
流動資産等	流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額である。
算入地方債現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。
解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額である。

6 財政健全化計画

地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣に報告しなければならない。また、財政健全化計画を定めている地方公共団体（財政健全化団体）の長は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣にその実施状況を報告しなければならない。

7 財政再生計画

地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（再生判断比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、市町村にあつては都道府県知事を経由して総務大臣に報告しなければならない。また、財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。

地方公共団体は、再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上であり、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていないときは、災害復旧事業等を除き、地方債をもってその歳出の財源とすることができない。

財政再生団体は、財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている場合に限り、収支不足額を振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。再生振替特例債は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。

8 経営健全化計画

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。この資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣に報告しなければならない。また、経営健全化計画を定めている地方公共団体（経営健全化団体）の長は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、指定都市の長にあつては総務大臣にその実施状況を報告しなければならない。